

審査基準整理票

処 分 名	センターでの物品の展示等の許可		
根 拠 法 令 名	大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則	(条項)	第5条第2号
基 準 法 令 名			
所 管 部 署	教育委員会生涯学習センター		
標 準 処 理 期 間	2日	法定処理期間	—日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書の名称 【 】 ・ 掲載図書等 【 】 ・ 内 容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>【物品展示等の許可の審査基準】</p> <p>物品展示等の許可の審査基準は、大津市生涯学習センター条例第8条第2項各号又は大津市暴力団排除条例第8条に規定する暴力団を利すると認めるときに該当することを掲げるホール等の使用許可の審査基準に準じ、当該各号の不許可事由に該当しないことを基準とする。</p> <p>なお、同項第3号に規定する「その他教育委員会がその使用を不相当であると認めるとき」とは、次の事項に該当する場合をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 下記の遵守事項を守らないおそれがある場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。 ・ 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）。 ・ 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。 ・ 物品の販売はしないこと。 ・ 他の利用者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。 ・ 営利を目的としないこと。 (2) 社会教育施設であるセンターの設立趣旨にそぐわない活動であると認められるとき。 (3) その他センターの施設の管理運営上支障があると認められるとき。 <p>参 考</p> <p>【根拠法令】</p> <p>大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則</p> <p>(入場者の遵守事項)</p> <p>第5条 センターの入場者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) センターの施設若しくは設備又は科学館の常設展示の資料等を汚損し、又は損傷しないこと。 (2) 許可を受けないで、物品を展示し、または印刷物、ポスター等を配布し、若しくは掲示しないこと。 (3) 所定の場所以外で喫煙し、又は飲食しないこと。 (4) 他の入場者の迷惑となるような行為をしないこと。 (5) ホール等を利用したときは、使用した設備、備品等を原状に復し、清掃すること。 (6) その他係員の指示に従うこと。 			

【参考法令】

大津市生涯学習センター条例

(ホール等の使用の許可)

第8条 別表第1に掲げるホール等の施設(以下「ホール等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、教育委員会は、ホール等の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について、必要な条件を付すことができる。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホール等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) ホール等の施設又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
- (3) その他教育委員会がその使用を不相当であると認めるとき。

大津市暴力団排除条例

(市の公の施設の使用における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利用すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他に条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。